

有価証券届出書の作成に当たって の留意事項について

関東財務局理財部統括証券監査官

凡例

法⇒金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号)

令⇒金融商品取引法施行令(昭和40年9月30日政令第321号)

開示府令⇒企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年1月30日大蔵省令第5号)

開示ガイドライン⇒企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)

1. 有価証券取得勧誘と有価証券届出書の効力発生



①有価証券の届出をすることにより、取得の勧誘が可能。

②有価証券の届出の効力が発生することにより、有価証券を取得させたり、売り付けることができる。

取得の勧誘の例 (開示ガイドライン4-1)

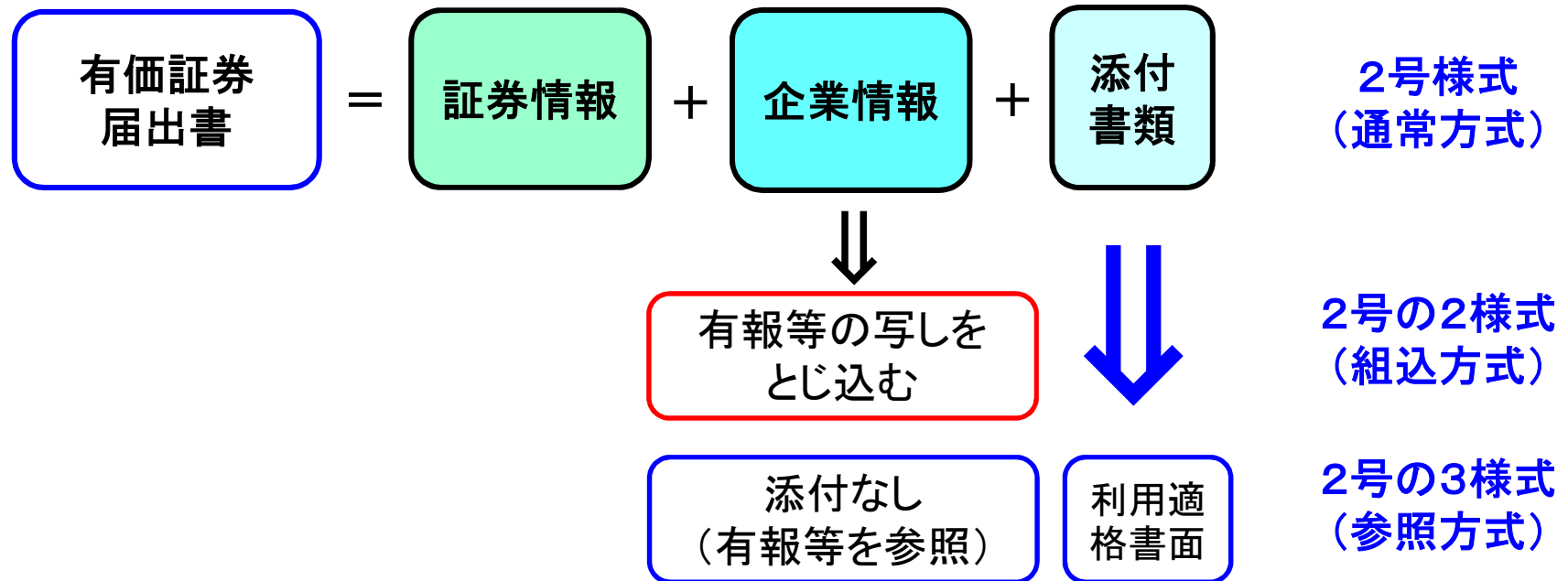
- ◆ 文書の頒布
- ◆ 口頭による増資説明会
- ◆ 新聞、インターネット等による広告

⇒適時開示等

記載内容に勧誘に当たると考えられる表現が含まれている場合はタイミングに注意

※原則であり短縮可(2. 参照)

2. 有価証券届出書の構成と待機期間の短縮



要件

参照※・組込方式の場合：1年間の継続開示

◆適正に開示義務を履行 (開示ガイドライン5-26)

提出遅延・課徴金等

※参照方式は利用適格書面において周知性要件を満たす必要

待機期間

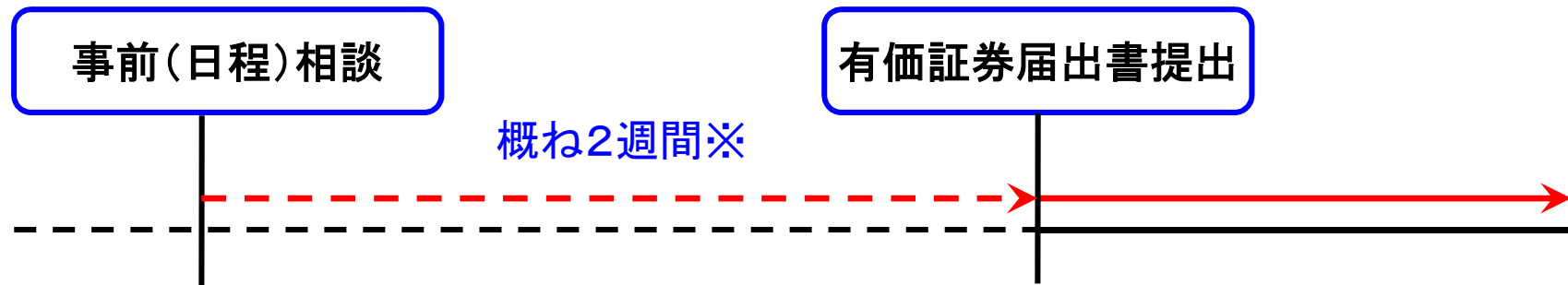
参照・組込方式の場合短縮可 (中7日) (開示ガイドライン8-2①②③)

◆あらかじめ申し出(日程表)

特に周知性の高い企業：待機期間の撤廃 (開示ガイドライン8-3)

審査対象第三者割当：待機期間の短縮原則不可 (開示ガイドライン8-2④)

3. 有価証券届出書提出までのタイムスケジュール



事前(日程)相談の目的

- ◆ 提出日、効力発生日等日程の確認(日程表)
- ◆ 有価証券届出書の記載内容の確認(ドラフト)

事前(日程)相談の意義(開示ガイドライン1-2-4前段)

有価証券届出書提出後に記載内容に重要な事項の不備が見つかり、訂正届出書の提出がされた場合、効力が予定どおりに生じない場合がある。

✖ 取り下げの可能性

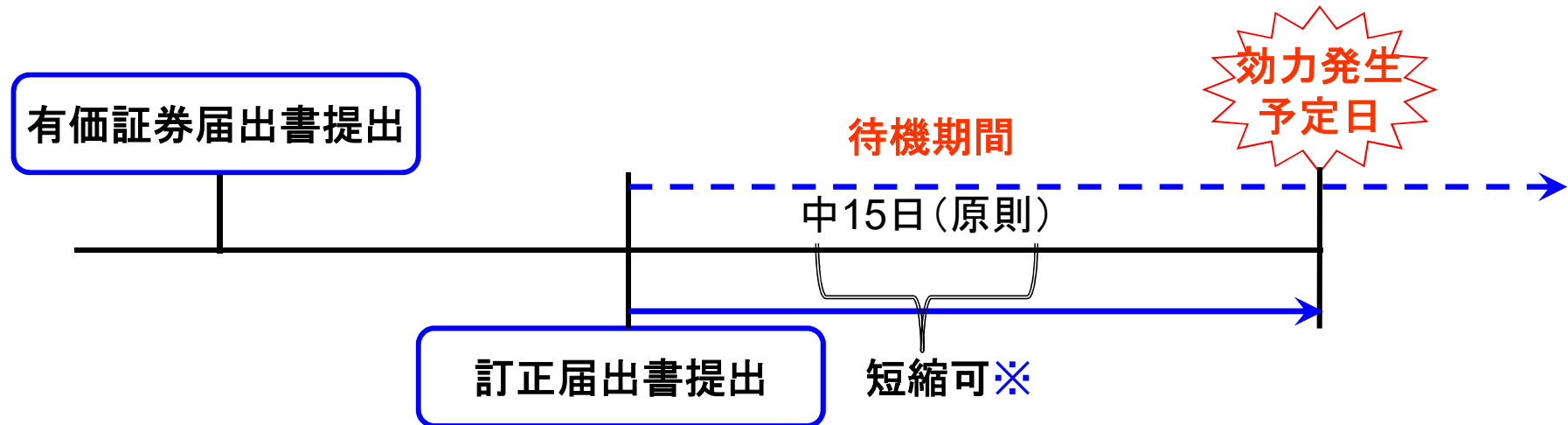
事前(日程)相談の注意点(開示ガイドライン1-2-4後段)

- ◆ 記載上の主要な論点について行なわれるもの。
- ◆ 記載内容全てを事前に確認するものではない。
- ◆ 記載内容について、真実性・正確性等を保証するものではない。

※組込・参照方式の場合(未確定事項が少ない場合)概ね2週間(通常方式は1ヶ月)。

審査対象第三者割当等については、概ね1ヶ月を要する場合もあるので極力早めに。

4. 有価証券届出書提出後のタイムスケジュール



訂正届出書が必要な場合

重要な事項の訂正など [開示ガイドライン7-1~](#)

◆参照書類の提出

下記効力発生短縮要件④に注意

訂正届出書に係る効力発生短縮の要件 [開示ガイドライン8-4](#)

- ①証券情報に関する事項に係る訂正⇒原則中1日(営業日)
- ②ブックビルディング方式等による発行価格等の訂正⇒原則当日又は翌日
- ③発行数の増減⇒原則中3日(営業日)
 - ②に伴う⇒当日又は翌日、軽微⇒中1日(営業日)
- ④重要な事項等の訂正⇒原則中3日(営業日)
 - 軽微な事項⇒中1日(営業日)

いずれも予め開示され、投資者が容易に理解できる場合に限られる

軽微であることが投資者に分かる必要
[開示ガイドライン7-12](#)

※不可の場合もある(6. (2)参照)

5. 第三者割当の審査

金融審議会 金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告(平成21年6月17日)

「上場会社等について、企業の判断で株主の権利が大きく希釈化されることや、支配権の所在が経営陣自身によって恣意的に選択されることについては、コーポレート・ガバナンスの観点から、看過できない重大な問題を孕んでいる。(中略)我が国市場の公正性・透明性を確保し、投資者の信頼を確保するため、第三者割当増資について、一層の市場規律の強化が急務となっている。」



○有価証券届出書の記載事項に関する内閣府令改正(平成22年2月適用開始)

「第三者割当の場合の特記事項」の開示

○開示ガイドラインの改正(平成22年6月適用開始)

「C個別ガイドライン Ⅲ「株券等発行に係る第三者割当」記載に関する取扱いガイドライン」の制定

ガイドラインの概要

- ◆ 審査対象先⇒大規模な第三者割当、割当予定先の属性について周知先が低い 等
- ◆ 主な審査事項
 - ・ 手取金の用途※
 - ・ 割当予定先の状況
 - ・ 発行条件に関する事項
 - ・ 大規模な第三者割当の必要性

具体的な記載の確認に加え、
根拠の確認

※払込後、重要な変更があった場合は有報・四半報に結果の開示が必要。

6. 主な注意点

(1)無届募集等

◆事前勧誘⇒1. 参照

◆ストックオプション⇒除外されるものは自社及び完全子会社の役員・従業員等に限られる。令第2条の12 開示府令第2条

臨時報告書の未提出にも留意

◆上場株式等への取得請求権や取得条項が付された種類株式の発行⇒自由な裁量等により、短期間に発行が相当程度認められるもの。開示ガイドラインC-Ⅲ(1)④

発行条件、種類株式の内容・特質、発行者や割当者の状況、発行等の目的、転換条件の内容、転換期間 等により個別に判断

(2)基本的な情報の訂正 開示ガイドライン7-14 (参考)開示府令第9条

有価証券の基本的な情報を記載した有価証券届出書を提出した上で、勧誘を開始するものであることに留意。

第三者割当における割当先、申込期間 等

(3)TOB規制(急速な買付け等の規制) 法第27条の2第1項第4号 令第7条第2項～第4項

① 3か月以内に、株券等の総数の10%超の株券等の取得※を行い、

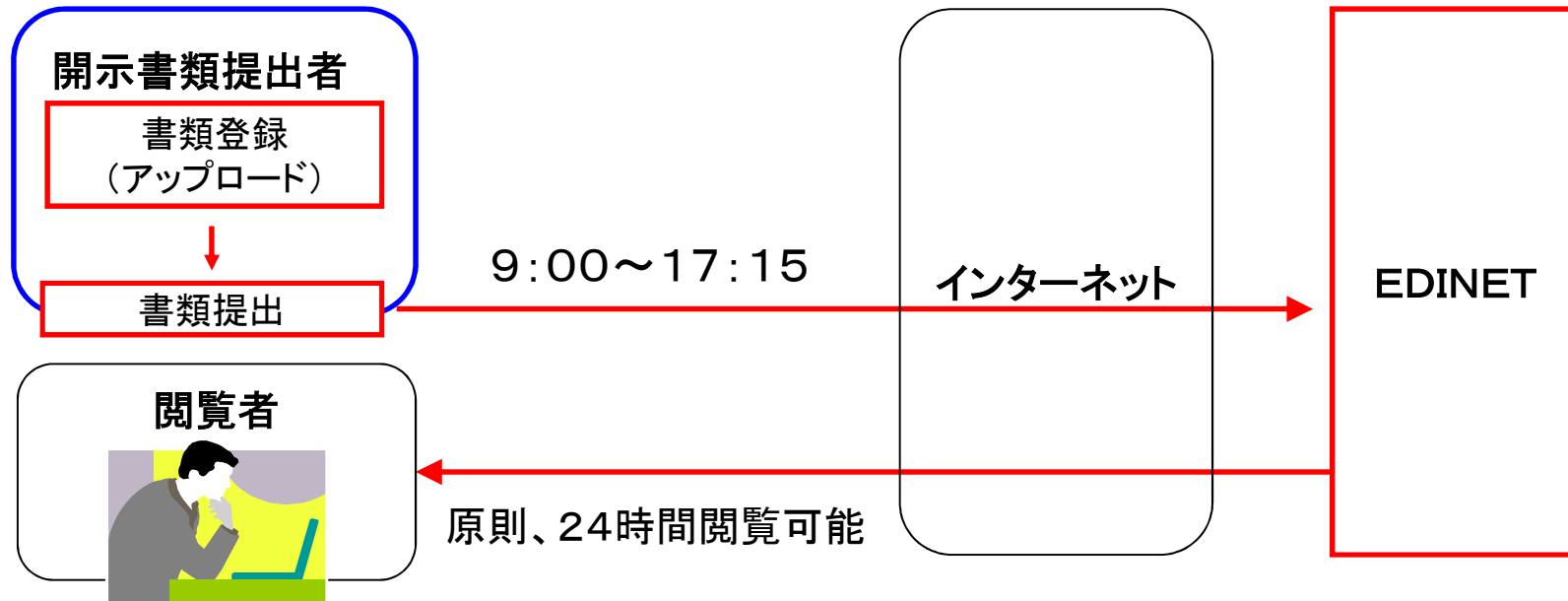
取得に新規発行取得(増資)が含まれる

② ①の取得のうち、株券等の総数の5%超の株券等の取得※が、市場外(公開買付けを除く。)又は立会外取引によるものである場合であって、

③ 取得の後における株券等所有割合※が3分の1超となる。

※特別関係者の取得分(実質基準のみ)や所有分が合算されることに留意

7. EDINETの稼働時間



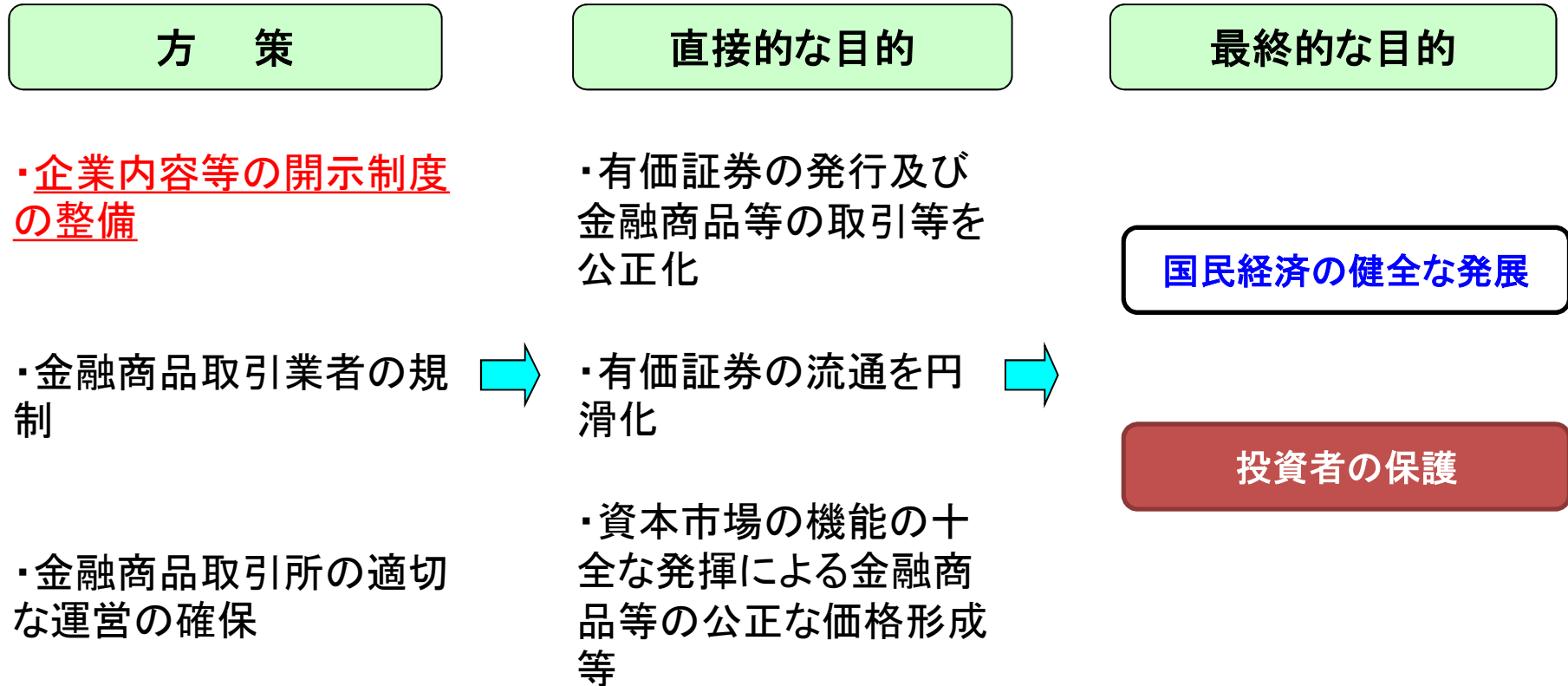
○開示書類は、24時間インターネットを通して、誰でも閲覧することができる。

○開示書類は、EDINETを使用し、9:00~17:15の間に提出される。特例的な扱いとして19:00まで延長する場合がある(17:00までに申し出が必要)。[開示ガイドライン1-9-2](#)

EDINET 提出者のサイトから抜粋

株券の発行において、当日の市場価格の終値を参照して発行価格が確定し、当日又は翌日に効力を生じさせることが必要な訂正届出書について、発行価格の協議に時間を要する場合、書類作成に時間を要する場合、システムの都合等やむを得ない理由があるときは、原則として、EDINETの受付時間を延長することになりました(おおむね19時まで)。

※なお、その他の書類の開示についても、EDINETの受付時間を延長することがあり得ます。

終わりに(金融商品取引法の目的 法第1条)

金融商品取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十号）

（発行者以外の者による株券等の公開買付け）

第二十七条之二

その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券が政令で定めるもの（以下この章及び第二十七条の三十の十一）第四項を除く。）において「株券等」という。）について有価証券報告書を提出しなければならない。発行者又は特定上場有価証券（流通状況）に準ずるものとして政令で定めるものを除き、株券等に限る。）の発行者の株券等につき、当該発行者以外の者が行う買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。）であつて次のいずれかに該当するものは、公開買付けによらなければならない。ただし、適用除外買付け等（新株予約権）会社法第二百七十七条の規定により割り当てられるものであつて、当該新株予約権行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等、株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者（第七項第一号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものに限る。）から行う株券等の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等をいう。第四号において同じ。）は、この限りでない。

一三三 略

六月を超えない範囲内において政令で定める期間内に政令で定める割合を超える株券等の取得を株券等の買付け等又は新規発行取得（株券等の発行者が新たに発行する株券等の取得をい。以下この号において同じ。）により行う場合（株券等の買付け等により行う場合にあつては、政令で定める割合を超える株券等の買付け等を特定売買等による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（公開買付けによるもの及び適用除外買付け等を除く。）により行うことに限る。）であつて、当該買付け等又は新規発行取得の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超えるときにおける当該株券等の買付け等（前三号に掲げるものを除く。）

四

六月を超えない範囲内において政令で定める期間内に政令で定める割合を超える株券等の取得を株券等の買付け等又は新規発行取得（株券等の発行者が新たに発行する株券等の取得をい。以下この号において同じ。）により行う場合（株券等の買付け等により行う場合にあつては、政令で定める割合を超える株券等の買付け等を特定売買等による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（公開買付けによるもの及び適用除外買付け等を除く。）により行うことに限る。）であつて、当該買付け等又は新規発行取得の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超えるときにおける当該株券等の買付け等（前三号に掲げるものを除く。）

金融商品取引法施行令（昭和四十年九月三十日政令第三百二十号）

（募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し）
 第二条の十二 法第四十一条第一号に規定する政令で定める場合は、新株予約権証券（会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項が定められているものに限る。）又は法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この条において「新株予約権証券等」と総称する。）の発行者である会社（外国会社を含む）第二十七条の四第六号及び第三十三条の（第二号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社と関係する会社として内閣府令で定めるもの取締役、会計参与、監査役、執行役又は傍用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合とする。

（公開買付けの適用となる買付け等）

第七條 法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合をいす。
1 略
2 法第二十七条の二第四号に規定する政令で定める期間は、三月とする。

3

法第二十七条の二第一項第四号の株券等の取得に係る政令で定める割合は、取得しようとする株券等の発行者が発行する株券等の総数の百分の十とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行うものとする。

4

法第二十七条の二第四号の特定売買等による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等に係る政令で定める割合は、買付け等を行つたとする株券等の発行者が発行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行うものとする。

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 令第一条の十二に規定する内閣府令で定める条件は、当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。

2

令第二条の十二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。
 一 新株予約権証券の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会
 社」といふ。）
 二 新株予約権証券の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社
 が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の
 会社
 以下略

企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）

1・2・4 事前相談
 有価証券届出等については、提出後に記載内容に重要な事項の不備があることが発見され、訂正届出書が提出された場合、効力が予定どおり生じない等当初予定された日程の変更が避けられないことがあつて得る。そのため、このような書類を含め、財務担当課室は、開示書類の記載内容等について事前の相談に際する。ただし、事前の相談は、記載上の主要な論点について行なわれるものであつて、財務担当課室が記載内容を事前に確認するために行うものではないことに留意する。提出される開示書類について真实性・正確性を保証するものではないことに留意する。

1・9・2 電子開示手続時間の延長
 電子手続令第2条第3項の規定による入力又は開示用電子情報処理組織を使用し、電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行うことができる時間（以下「9・2」において「手続時間」といふ。）は、開示用電子情報処理組織による手続の特定等に関する留意事項について（平成14年6月大蔵省金融企画局）1・2により、原則として午後5時15分までとされているところであるが、例えば、法第5条第1項ただし書分までとされているところであるが、例として、法第5条第1項ただし書の規定により、発行価格その他開示府令第9条で定める事項（以下「9・2」において「発行価格等」といふ。）を記載しない有価証券届出書（臨時報告書を含む。）又は発行登録書若しくは訂正発行登録書を提出し、当該発行価格等の決定に伴い訂正届出書、当該訂正届出書に付随して提出される臨時報告書の正報告書を含む。以下1・9・2において同じ。）又は発行登録簿補書類（以下1・9・2において「訂正届出

書等」といふ。）を提出する場合において、やむを得ない理由により当該訂正届出書の提出に係る電子開示手続を午後5時15分までに行つていけないうきは、手続時間を延長できることに留意する。

具体的には、発行価格等の決定に伴う訂正届出書等提出に係る手続時間を延長したい旨、当日の午後5時までに当該訂正届出書等多数処理する財務担当課室に対し、申し出がなされた場合には、財務担当課室は、金融庁担当課室と連絡を行った上で、午後7時までの間において当該訂正届出書等を受理することに留意する。
 （募集又は売出行為）
4・1 有価証券の募集又は売出し（法第4条第4項に規定する有価証券の売出し（法第2条の2第5項に規定する特定組織再編成交付手続を除く。）をい。）に関する文書（新株割当通知書及び株式申込証を含む）を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をする事及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の募集又は売出しに係る広告をする事は、「有価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、同条第1項、第2項又は第3項の届出をした後でなければならぬことに留意する。

5・2・6 開示府令第9条の3第1項又は第9条の4第2項の規定による一年間の継続開示

日までの間において適正に継続開示義務を履行しているものをい。
 ① 応召において有価証券報告書を提出している者
 ② 開示府令第16条の2の規定に該当することにより応召日において有価証券報告書を提出していない者で、以後当該有価証券届出書提出日までに行つた有価証券報告書を提出した者

7・1 法第7条第1項に規定する「届出書類の記載すべき重要な事項の変更」とは、例として次のような場合に該当することをい。

- ① 「発行数又は券面総額」に変更があつた場合
- ② 「新規発行による手取金の使途」、「事業等のリスク」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却又は売却等の計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があつた場合
- ③ 開示府令第2条第1号に規定する「記載すべき重要な事項」の書類を提出する時にはその内容を記載することのできなかつたものにつき、記載することができな状態になつたこととは、例えば次のような場合に該当することをい。
- ① 最近連結会計年度の次の連結会計年度の連結財務諸表が作成され、当該連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合
- ② 最近連結会計年度の次の連結会計年度の連結財務諸表が作成され、監査証明を受けた場合
- ③ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間（開示府令第9条第2号の2に規定する四半期連結会計期間をい）以下同じ。）に係る四半期連結財務諸表が作成され、当該四半期連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合
- ④ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され、監査証明を受けた場合
- ⑤ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され、当該中間連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合

⑥ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合

⑦ 最近事業年度の次の事業年度の決算案が取締役会において承認された場合

⑧ 最近事業年度の次の事業年度の貸借対照表及び損益計算書が、会社法第22条の規定により確定した場合

⑨ 最近事業年度の次の事業年度の決算が確定し監査証明を受けた場合

⑩ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間（開示府令第1条第2号の4に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。）に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表の概要を（有価証券）が公表された場合

⑪ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され監査証明を受けた場合

⑫ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され、当該中間財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合

⑬ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され監査証明を受けた場合

⑭ 係争中の重要な訴訟事件が解決した場合

7・4 略

7・6 開示府令第10条第1項第3号ホ②、第1条第2号、第14条の4第1項第1号ハ②、第14条の1第1項第1号ハ②又は第14条の13第1項第1号ハ②若しくは第3号イ②に規定する「記載すべき事項」に關し重要な事実が発生した」とは、例えば、提出会社について親会社又は特定子会社の異動、代表取締役の異動等又は提出会社若しくは連結子会社について重要な災害の発生、重要な訴訟事件の提起、会社の合併、重要な事業の譲渡又は譲受け、多額の取立不能債権等の発生等があったことをいう。

（訂正届出書の記載方法等）

7・12 訂正届出書は投資者の理解が容易となるように、訂正前及び訂正後の内容を記載する等の方法により記載するものとし、具体的な訂正理由の記載が必要であることに留意する。

（証券情報の変更）

7・14 有価証券届出書を提出後、有価証券の募集又は売却に係る基本的な事項（有価証券の内容、割当予定先等をいう。）について変更が生じることが判明し、訂正届出書が提出された場合は、軽微なものを除き、新たに有価証券届出書が提出されたものとして取扱うことに留意する。なお、当該届出の効力が発生した後、申込みが確定するときまでにおいても同様とする。

（有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における届出の効力発生日の取扱）

8・2 法第4条第1項又は第2項の規定による届出に關し、有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における当該届出の効力発生日については、次によるものとする。

① 当該届出者が法第5条第3項に掲げる要件を満たす者である場合には、法第8条第3項の規定により、当初届出書を受理した日から15日に満たない期間を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱ふことができる。ただし、当該取扱いが適当でないと思われれば、この限りでない。

② 当該届出者が法第5条第4項各号に掲げる全ての要件を満たす者である場合には、法第8条第3項の規定により、当初届出書を受理

した日から2日に満たない期間を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱ふことができる。ただし、当該届出者から当該取扱いについての申出がない場合、又は当該取扱いが適当でないと思われれば、この限りでない。

法第9条第4項各号に掲げる全ての要件を満たすものが、開示府令第2号の三様式又は第七号の三様式以外の様式により作成した有価証券届出書を提出する場合には、当該有価証券届出書（法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書類を添付することに留意する。

③ ①及び②に規定する「15日に満たない期間を経過した日」とは、おおむね7日を経過した日をいう。

ただし、その期間については、少なくとも、4日（行政機関の休日に関する法律（昭和6年12月13日法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」とい。）の日数は、算入しない。）を確保することし、確保できない場合は、4日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を確保できるよに日数を加算して効力発生日を指定する。

以下略

（訂正届出書に係る効力発生日の取扱）

8・4 法第7条第1項の規定により当初届出書に係る訂正届出書の提出があった場合の効力発生日については、次によるものとする。

イ 当初届出書の証券情報に關する事項に係る訂正届出書の提出があった場合（法第8条第1項かっ書に規定する訂正届出書の提出があった場合を含む。以下「ロ、ハ」において同じ。）には、ロ、ハを除き、法第9条第3項の規定を適用して1日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日にその届出の効力を生じさせるものとする。ただし、例えば、当初届出書がC個別ガイドラインⅢ（株券等発行に係る第三者割当）の記載に關する取扱ガイドラインの審査対象に該当する有価証券届出書であつて、当該第三者割当に關する事項が大幅に変更される場合等、当該取扱いが適当でないと思われれば、この限りではない。

ロ 発行価格若しくは売却価格又は利率が未定であるものであつて当初届出書の証券情報に關する事項に係る訂正届出書の提出につき、次に掲げる場合には、当該訂正届出書の提出日又はその翌日にその届出の効力が生じさせるものとする。ただし、当該取扱いが適当でないと思われれば、この限りではない。

① 当該有価証券の取得等の申込みの勧誘時において発行価格等に係る仮条件を投資者に提示し、当該有価証券に係る投資者の需要状況を把握した上で発行を行う場合（株式の発行数又は社債の券面総額等が当該投資者の需要状況によって、発行価格等の決定と同時に変更、当該変更の内容が投資者に容易に理解でき、その内容が注記されているものに限る。）される場合を含む。

② 開示府令第2号の四様式により有価証券届出書を提出して募集又は売却を行う場合

ハ 株式の発行数又は社債の券面総額の変更（軽微なもの及びロに該当するものを除く）については、法第8条第3項の規定を適用して3日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日に効力を生じさせるものとする。ただし、当該取扱いが適当でないと思われれば、この限りではない。

ニ 7・1②、7・3及び7・10の規定により、訂正届出書の提出

があった場合及びその他証券情報以外の情報に關する事項に係る訂正届出書の提出があった場合は、原則として、法第8条第3項の規定を適用して3日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日に効力を生じさせるものとする。

なお、法第7条第1項後の規定により提出された証券情報以外の情報に關する事項に係る軽微な事項の訂正届出書の提出があった場合は、適用外とし、法第9条第3項の規定を適用して1日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日に効力を生じさせるものとする。ただし、例えば、連結財務諸表等の記載内容が大幅に変更される場合等、当該取扱いが適当でないと思われれば、この限りではない。

Ⅲ

株券等発行に係る第三者割当」の記載に關する取扱ガイドライン第3条割当（開示府令第2条第2項第1号アに規定する第三者割当をいう。以下、C個別ガイドラインⅢにおいて同じ。）に係る届出書について、財務局が必要に応じ、特に重点的に行ふ審査の内容は、以下のとおりとする。

（1）審査対象先

審査を行う対象については、上場会社の提出する届出書を中心とし、第三者割当の内容が以下に掲げる事項に該当するものとする。

① ② ③ 略

④ 法第24条第1項各号のいずれかに該当する株券（以下④において「有報提出対象株券」という。）についての取得請求権が付されている種類株券が第三者割当により発行される場合であつて、割当予定先又は発行者等の自由な裁量等により、短期間に有報提出対象株券の発行が相当程度見込まれるものについては、法第2条第3項第5号ハに規定する「多数のもの」譲渡されるおそれがないもの⑤には該当しないものと考えられる。よつて、今回、第三者割当の内容が改正されたことに鑑み、このような種類株券の取得勧誘について、臨時報告を提出し、有価証券届出書の提出を回避しようとする者については、法令違反に該当する可能性があることから、有価証券届出書の必要性について入念に審査することに留意する。

なお、審査の結果、有価証券届出書の提出要件に該当すると考えられるものについては、有価証券届出書の提出を強く求めることとし、求めに応じない者がある場合は財務局担当課室は速やかに金融庁担当課室に連絡し、対応を協議するものとする。以下略